

令和3年度決算に基づく足寄町の健全化判断比率等の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、足寄町における令和3年度決算に基づく足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

1. 健全化判断比率

令和3年度足寄町各会計の決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

(単位：%)

指 標	足寄町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.57	20.00
連結実質赤字比率	—	19.57	30.00
実質公債費比率	10.1	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」で表示しています。

2. 資金不足比率

各公営企業会計における資金不足比率については、令和3年度決算において資金不足を生じた公営企業がないため、該当ありません。

(単位：%)

会計の名称	足寄町の比率	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.0
国民健康保険病院事業会計	—	20.0
簡易水道特別会計	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—	20.0

※ 資金不足比率は、資金不足額がないため「—」で表示しています。

用語解説

・実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

・連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

・実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

・将来負担比率

地方公共団体の一般会計などの借入金や将来払っていく可能性のある負担金などの現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

・資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

・早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

・財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡、その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

・経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。